

## 平成30年度第5回島根支部評議会議事概要報告

開 催 日	平成31年1月11日（金）
場 所	全国健康保険協会島根支部 大会議室
出席評議員	伊中評議員、小田川評議員、佐々木評議員、杉原評議員、光延評議員（議長）、宮本評議員 （五十音順）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成31年度保険料率について</li> <li>2. 平成31年度島根支部事業計画（案）について</li> <li>3. その他</li> </ol>
議 事 概 要 （主な意見等）	<p><b>○支部長挨拶</b></p> <p>島根支部事務所移転からちょうど1年となる。事務室のワンフロア化により移転の目的であった職員意識の向上と事務効率化が進んだ。また、外部環境面でもアクセス向上により関係団体との連携促進にもつながった。今年は、こうした執務環境面や地の利を生かして、加入者ファーストの理念のもと、目標へのこだわりを持って職員一同協力して取り組んでいきたい。</p> <p>本日の議題は2点となる。まず、平成31年度保険料率について島根支部は平成30年度と同率の10.13%が示されている。健康保険法上、料率が変わらない場合は必要とされていないが、評議員意見も踏まえ、支部長意見書を理事長に提出したい。また、介護保険料率については、単年度収支均衡より0.16%上がり1.73%が示されている。</p> <p>次に平成31年度の支部事業計画であるが、第4期アクションプランに基づき、支部KPI（重要業績評価指標）も設定した。当面、平成30年度事業の達成に邁進した上で、平成31年度事業のスタートダッシュに取り組むたい。本日は忌憚ないご意見をいただきたい。</p> <p>なお、インセンティブ制度の平成30年度途中実績について、前回の評議会で報告した4月から8月実績では全国16位だったが、その後4月から9月実績では全国12位となっているので報告させていただく。ただし、あくまでも暫定値であるので、引き続き上位を目指して事業実績を上げていきたい。</p> <p><b>【議題1】平成31年度保険料率について</b></p> <p>資料1、参考資料1、追加資料により説明</p> <p>※評議会意見は支部長意見に添えることを説明。平成31年度のインセンティブ制度評価指標に変更がないことを説明。</p>

(事務局)「平成31年度島根支部保険料率のポイント」

(追加資料参照)平成31年度島根支部保険料率が今年度と同率の10.13%となった要因について、保険料率算定基礎データを前年度比較し検証した。

まず、料率を下げる項目では、【年齢調整】▲0.022%、【所得調整】▲0.024%、【共通料率】▲0.013%、【精算】▲0.010%。合計▲0.069%。次に、料率を上げる項目では、【支部医療給付費(調整前)】+0.043%、【激変緩和】+0.025%。合計+0.067%。即ち、引下げ及び引上げの項目がほぼ均衡していることが要因である。

【年齢調整】及び【所得調整】が増加しているのは、島根支部では全国と比べて高齢化が進んでいること、及び所得格差が拡大していることが原因である。また、【共通料率】及び前々年度収支差の【精算】が前年度より減少した影響もあり、複合的な要因で今年度と同率となったものである。

#### 《事業主代表》

高齢化と所得格差という課題を持つ島根支部にとって、所得調整、年齢調整という仕組みが制度上設けられていてよかったという感想である。今後、中長期の収支見通しを見据えて平均保険料率10%を維持するとして、準備金をどの程度まで持つのか考えなければならない。国が多くの準備金を持つことを許さず、国庫補助を減らしてしまうことも考えないといけない。

#### 《学識経験者代表》

所得が伸び悩んでいる島根支部にとって、保険料率は、可処分所得の増減につながり皆が敏感になる数字である。保険料を折半負担する事業主も同じであり、今後保険料負担軽減につながる取り組みを事業主と共に行うこと、インセンティブ制度によって事業所等の努力次第で保険料率が下がるという広報に力を入れることが大切と考える。

(事務局)

平成31年度末で激変緩和措置がなくなり、平成32年度よりはインセンティブ制度が保険料率に反映する転換期である。今後、事業主、加入者を対象とした保険料負担軽減に向けた周知広報により力を入れたい。

#### 《被保険者代表》

追加資料の島根支部の保険料率算定基礎データの経年比較は分かりやすい資料である。今後も島根支部では高齢化と所得格差が続いていくものと想定できることから、年齢及び所得調整のプラス要因と併せ、高齢者が健康維持に努めることにより支部医療費が下がり、併せてインセンティブ制度の指標(健診受診、保健指導、ジェネリック医薬品使用等)に取り組めば、支部保険料率は下げられるのではないかと。

《被保険者代表》

島根支部保険料率の推移（資料1のP16）より、平成21年度の保険料率8.21%の時と平成31年度の10.13%を比べれば、標準報酬月額300千円で保険料を計算して差引き5,760円上がっている。被保険者は、折半した2,880円可処分所得が減ったことになる。このことを例示して、健康を維持し医療費を使わないように努力すれば可処分所得が増えることをインセンティブ制度とも併せて、しっかり広報してもらいたい。

《被保険者代表》

現場においては賃金増の実感はまったくない。一部賃上げをしている事業所もあるが、これは経営が苦しくても人材確保のため上げざるを得ないからと聞く。保険料率上昇は、従業員、事業主ともに大きな負担となっている。こうした中で保険料率を下げるため、病気予防と医療費抑制の意識を働かせるためには、他の評議員の方も指摘されたように、回りまわって自分の可処分所得増につながることを上手に伝える広報が大切である。

また、準備金残高の天井はどこまでなのか疑問がある。ある程度基準を決めて、超えれば保険料率引き下げや協会の事業に使うことを考えてよいのではないか。

《議長》「支部長意見に添付する支部評議会意見について」

これまでの意見をまとめ島根支部評議会意見として次の2点を提出したい。

内容は本日議事を踏まえ議長と事務局で調整したい。（出席評議員の了承を得る）

（1）加入者、事業主が理解できる広報周知に力を入れてもらいたい。保険料率上昇を抑えるためには、まず加入者及び事業主が病気予防と医療費抑制の意識を持つことが必須である。特に加入者に対しては、保険料負担軽減が可処分所得の増加につながり個人の利益になる点を強調して周知してもらいたい。

（2）準備金残高の目安を示せないか。多くの準備金を持つことは、かえって国庫補助減額の恐れがあるのではないか。目安を示し一定額を超えた場合は、保険料率の引き下げ、または協会けんぽの事業強化への活用などを検討してもらいたい。

《議長》

これまでの評議会議論を踏まえ現時点での支部長の意見を伺いたい。

（支部長）

現時点の保険料率意見として次の2点を申し上げる。

（1）現時点において外的かつ不確定要因（被保険者数増など）によって法定準備金が積み上がってきているが、協会けんぽ財政が依然として赤字構造体質であるこ

と及び平均保険料率変動を要因とする国庫補助率引き下げ懸念を回避する必要があること、また本部から提示された中長期見通しにおいて数年後単年度収支がマイナスとなり、その後保険料率の引き上げが見込まれる状況下にあつて、できるだけ長期に亘って財政安定化を図っていく必要があること等総合的に判断して平均保険料率10%を維持していくべきである。

なお、本部への要望事項として、中長期収支見通しに関しては、客観的かつ信憑性が高いデータに基づいた資料提供等を通じて、より多くの加入者に納得してもらえよう説明責任を果たしていく必要がある。

(2) 協会けんぽ加入の中小企業は、近年の社会保険料の高騰等によりますます経営状況は厳しさを増してきている中で、島根支部では、1人当たり医療給付費が全国平均を上回っていること等から平均保険料率10%を上回る現状にある。かかる状況下において、当支部では、今後とも、加入者負担の軽減を目指し、健康経営の普及・促進をはじめ県内自治体及び医療関係団体等との連携による共同事業など、加入者の健康づくりを通じて医療費適正化に積極的に取り組んでいく考えである。

## 【議題2】平成31年度島根支部事業計画(案)について

資料2、資料3、参考資料2により説明

### 《学識経験者代表》

(資料2のP13)「(6)医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正に向けた意見発信」のKPIに『「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する』とあるが、このデータベースはどのようなものなのか。また、具体的に何をするのか。

### (事務局)

「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」とは、内閣府が作成したデータベースである。経済・財政一体改革を進めるため、自治体別、時系列に各種データ・指標を整備しており比較により経済・財政と暮らしに関係する様々な地域差を「見える化」し分析できる。協会けんぽでは、同データを基に、都道府県別、二次医療圏別、市町村別に診療行為の発生状況の分析を行った。今後は同データに併せて協会独自のデータも活用し、地域医療構想対策会議等の場での意見発信を考えている。

### 《学識経験者代表》

(資料2のP8)「(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進」に関して、健康保険委員は会社における人事総務担当が多いとのことであり、社内におけるキーマンと考える。健康保険委員をどれだけ増やし、どのように研修し、各社内で健診受診率向上、健康づくりに動いてもらえるかが鍵と考える。

(事務局)

現在、島根支部の健康保険委員は適用事業所が約 12,000 社ある中で約 2,240 名である。ご意見のとおり、事業所とのコラボヘルスを進めるうえで基盤となるものであり、これまで委嘱拡大に向けて勧奨に力を入れ 4 年前の約 1,100 名から倍増させている。今後、インセンティブ制度による保険料率引き下げのためにも、健康保険委員を通じた取り組みを強化していきたい。

《事業主代表》

(資料 2 の P 12)「(7) 限度額適用認定証の利用促進」に関して、限度額適用認定証の使用割合が全国 (29 年度 81.1%) に比べ島根 (同 77.0%) と低いのは意外である。入院時の負担減になることであり、100%であってもよい。情報が伝わっていないなら広報が大切である。来年度、デジタルサイネージ (電子掲示板)、WEB 広報等計画しているが、誰にどのような広報を行うのが効果的かよく検討し有効に予算を使用してもらいたい。

(事務局)

協会けんぽでは加入者の出入りが多いことがネックとなり、情報が伝わっていない方がいるものと考え。このため、島根支部では医療機関に届を置いてもらい、医療機関から患者に説明していただけるよう働きかけを行っている。入院病床がある医療機関にはすべて実施済みである。

《学識経験者代表》

限度額認定証の使用割合が低いことには驚いた。大学の授業においても学生に対し、日本の高額療養費制度 (限度額適用認定証含む) がすばらしい制度であることを伝えている。今後、外国人労働者が増えると情報を皆に伝えることが重要となる。医療機関窓口での同制度の案内に引き続き力を入れてもらいたい。

《議長》「平成 31 年度島根支部事業計画 (案) について」

島根支部評議会として、平成 31 年度島根支部事業計画 (案) を承認してよろしいか。

(出席評議員の了承を得る)

### 【議題 3】その他

参考資料 3 により説明

### 特 記 事 項

- ・傍聴者：なし
- ・次回開催：平成 31 年 5 月予定